

給付年金コーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

【産前産後期間の取扱い】

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象者】

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出可能です。

【添付書類】

届出には次の書類をご用意ください。

出産前に届出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要ですが、被保険者と子が別世帯の場合は、出産証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

10月の納期

●町県民税（第3期分）

●国民健康保険税（第4期分）

●介護保険料

■特別徴収（第4期分） 今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（第4期分）

●後期高齢者医療保険保険料普通徴収（第4期分）

納期限は11月2日(月)です。口座振替の場合は10月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税	税務会計課課税担当	内線115
国民健康保険税	税務会計課課税担当	内線112
介護保険料	健康福祉課介護保険担当	内線133
後期高齢者医療保険料	町民課給付担当	内線123